

令和8年4月24日公表

監査公表第13号（令和8年4月24日、県公報第689号）

包括外部監査結果に基づく措置通知（令和6年度）

監査公表第13号

令和7年6月13日付けで公表した、包括外部監査人諏訪原功一郎が実施した「観光に関連する事業に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月24日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	渡辺 美穂

公印省略

8行マ第79号  
令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩川	正一	様
同	世利	洋介	様
同	森	行一	様
同	渡辺	美穂	様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和6年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## 観光に関連する事業に関する財務事務の執行について

### 1 総合意見

監査の結果及び意見	講じた措置等
<b>【総合意見】事業の成果指標について（観光政策課）</b>	
<p>事業の成果指標として、「延べ宿泊者数（日本人、外国人）」や「旅行消費単価（日本人、外国人）」が設定されている事業が非常に多くあるが、各個別の事業の内容に沿った成果指標を設定するのが望ましい。</p> <p>また、「旅行消費金額」についても全体的に成果指標として設定するのが望ましい。</p>	<p>事業の成果指標について、令和8年度体験・交流・滞在型観光資源開発事業には「JCGA認定サイクリングガイド数」を設定するなど、可能な限り各個別の事業内容に沿った成果指標や旅行消費金額を設定することとした。</p>

## 観光に関連する事業に関する財務事務の執行について

### 2 各論

監査の結果及び意見	講じた措置等
観光関係団体育成費（観光局観光政策課）	
<p>（意見1）事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について</p> <p>福岡県観光温泉地協会と福岡県観光土産品協会に連名で雇用されている事務局職員の人件費を両協会で折半して負担しているが、業務時間等は記録されておらず、実際に業務の割合が概ね50%ずつであることを示す文書は無かった。</p> <p>事務局職員人件費について、業務時間等の記録を行うこと等により、各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を保存することが望ましいが、実務上、業務時間の区分等が困難な場合には、関係する両協会の年間スケジュール等を参考にして予定業務時間の割合を出して、給与負担の割合を算出すること等も考えられる。</p>	<p>福岡県観光温泉地協会及び福岡県観光土産品協会に対し、事務局職員の両事務局での年間の業務量の割合・内容を確認の上、文書で整理し、県に対して各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を提出するよう指導した。</p>
<p>（意見2）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県観光温泉地振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」との記載があるが、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿には、明確な科目の記載は無い。</p> <p>補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費から逸脱する使用はないと判断できたものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光温泉地協会を指導することが望ましい。</p>	<p>補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において、補助対象経費の科目の記載をするよう、福岡県観光温泉地協会に指導した。</p>
<p>（意見3）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱によれば、「給料、旅費、委託料」等の補助対象経費の科目について記載されているが、補助事業精算書には、実施された事業名称の記載はあるものの補助対象経費の科目の記載が無い。このため、補助対象経費の把握ができず、補助金額確定に係る審査が実質的に不足している可能性がある。</p> <p>県においては、補助事業精算書において、補助対象経費の科目の記載を明記するように、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して指導等を行うことが望ましい。</p>	<p>福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、補助事業精算書に補助対象経費の科目の記載を明記するよう指導した。</p>
<p>（意見4）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」との記載があるが、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿には、明確な科目の記載は無い。</p> <p>補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費から逸脱する使用はないと判断できたものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光土産品協会を指導することが望ましい。</p>	<p>補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において、補助対象経費の科目の記載を明記するよう、福岡県観光土産品協会に対して指導した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見5) 処分制限財産に係る検討について</p> <p>福岡県補助金等交付規則では、財産の処分の制限の規定があるが、福岡県観光土産振興事業補助金における補助対象経費のうち備品購入費が処分制限財産に該当するかどうかは明確でない。</p> <p>県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>これまでの実績や見込みを踏まえ、今後は補助対象経費とする必要がないと判断したことから、当該交付要綱の補助対象経費となっている「備品購入費」を削除する要綱改正を行った。</p>
<p>(意見6) 補助事業精算書における支出証拠書類の審査について</p> <p>福岡県旅行業適正化事業補助金における補助事業精算書及び出納簿の内容の審査において、提出を受けた補助事業精算書及び出納簿の内容把握は行っているが、領収書やレシート等の支出証拠書類の確認は行っていないとのことであった。支出証拠書類の確認を行っていない以上、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを高めることになりかねない。</p> <p>県においては、支出証拠書類の提出を求めること等により慎重に審査を行うことが望ましい。なお、すべての支出証拠書類の審査を行うことは事務業務の煩雑性を招く可能性もあるため、必要に応じてサンプルベースで確認を行う等を併せて検討することが望ましい。</p>	<p>当該補助金の補助事業精算書及び出納簿の内容の審査において、支出証拠書類をサンプルベースで確認することとした。</p>
<p>観光振興事業費（観光局観光政策課）</p>	
<p>(意見7) 福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について</p> <p>福岡県観光推進協議会における起案文書において、同協議会としての起案ではなく、県観光振興課として起案がされていると考えられるものがあつた。福岡県観光推進協議会は、任意団体として県等から負担金を受けて運営されており、県の業務と同協議会の業務は明確に区分すべきはずである。</p> <p>県においては、同協議会の業務と県の業務を混同することなく、起案文書においても明確に区分することが望ましい。</p>	<p>当該協議会の事務担当者に対し、任意団体の業務と県の業務を明確に区分するため、起案時には下記のとおり事務局を主とし、かつこ書きで現在の所属等を記載するよう協議会として起案を行うよう指導した。</p> <p>&lt;記載例&gt;  ○契約締結伺い  →所属名 福岡県観光推進協議会事務局（観光政策課企画管理係）</p> <p>○検査調書  →立会人 福岡県観光推進協議会 事務局員 福岡 一郎（公益社団法人福岡県観光連盟〇〇部 主任）</p>
<p>(意見8) 処分制限財産に係る検討について</p> <p>福岡県補助金等交付規則では、財産の処分の制限の規定があるが、福岡県観光事業推進対策費補助金における補助対象経費のうち備品購入費が処分制限財産に該当するかどうかは明確でない。</p> <p>県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>当該補助金交付要綱において、処分制限財産の規定を設ける要綱改正を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
外国人観光客受入環境整備事業費（観光局観光政策課、総務部県民情報広報課、総務部財産活用課）	
<p>（意見9）委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務において、再委託に係る届出書において事前承認を得ており、その業務内容についても検討はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>
<p>（指摘1）文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得よう観光局職員全員を指導した。</p>
<p>（意見10）再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていない。</p> <p>保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当者研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>
<p>（意見11）再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の契約書の暴力団排除条項及び誓約書（標準例）を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（観光局観光振興課）	
<p>（意見12）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われ、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。</p> <p>補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようにするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた。</p>
新たな観光地域づくり推進費（観光局観光振興課）	
<p>（意見13）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われ、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。</p> <p>補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようにするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた。</p>
テーマ別観光振興事業費（観光局観光振興課）	
<p>（意見14）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われ、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。</p> <p>補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようにするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた（当該事業は、R7年度から新たな観光地域づくり推進事業に統合して実施した）。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
日田彦山線沿線地域観光振興事業費（観光局観光振興課）	
<p>(意見15) 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われ、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。</p> <p>補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようにするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた（当該事業は、R7年度から新たな観光地域づくり推進事業に統合して実施した）。</p>
観光ビッグデータ旅行実態調査事業費（観光局観光政策課）	
<p>(意見16) 適切な予定価格の設定について</p> <p>観光客の周遊等の状況に関する調査業務委託について、県は、前年度に実施された企画提案公募方式により選定された受託事業者と特命随意契約を行っている。本業務の契約締結における予定価格の作成に当たり、参考見積書を1者（株式会社よかネット）のみから入手して当該参考見積書の金額をそのまま積算根拠としている。県は、参考見積書の内容について実例価格等の妥当性を検討した文書は残しておらず、また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由を起案文書等に記載していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できなかった。</p> <p>福岡県財務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書化することが望ましい。</p>	<p>予定価格の作成時は、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討するため、他社からも参考見積書を入手することとした。なお、やむを得ず、1者のみから入手した参考見積書により予定価格を作成する場合はその理由を含め起案文書等に文書化することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
宿泊事業者生産性向上支援事業費（観光局観光政策課）	
<p>（意見17）県税の滞納状況の確認について</p> <p>補助金の交付対象者について、不適格要件として福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱第3条2項に列挙されている項目のうち、(1)～(3)の暴力団関係については、暴力団排除の誓約書により確認をすることになっているが、(4)県税に滞納があるものについては、確認する手続きがない状況である。補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加するなど、補助金の交付対象者であることを積極的に確認すべきである。</p>	<p>当該補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加した。</p>
<p>（指摘2）福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について</p> <p>補助事業者から毎会計年度終了後、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書」を受領し、速やかに知事に提出する必要があるが、補助事業者から当該報告書を受領していないものが3件あった。知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったときは、交付決定の取消しの対象となっており、今後は、未提出の補助事業者に対しては提出の催促をし、それでも未提出の補助事業者に対しては、交付決定の取消しに該当するかどうかの検討を含め、適切に対応すべきである。</p>	<p>当該補助事業成果報告書未提出の補助事業者に対して、督促を行い、報告書を受領した。</p> <p>令和7年度以降についても、実績報告時の現地確認の際に、補助事業者へ成果報告について説明を行い、提出を徹底するよう依頼することとした。</p>
観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費（観光局観光政策課）	
<p>（指摘3）文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（観光局観光振興課、観光局観光政策課、総務部県民情報広報課、総務部財産活用課）	
<p>（意見18）事務の精度について</p> <p>DC実行委員会事務における、「福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けたバス施策専用Webページ制作・運営」業務委託の履行確認において、確認日、確認担当者が分かる記載が「支出負担行為決議書兼支出命令書」に記載されている。一方で、県の「会計事務チェックシート」においては、検査調書の欄に「検査を行うとき、検査員以外の職員を立ち合わせているか（立会人の記載が必要）」との記載がある。つまり、複数人が関与する県の事務に比べると、DC実行委員会の事務は単独で行った簡略化した形となっている。DC実行委員会事務局は事務局長を含め県職員が中核となっており、県の負担金により運営されていることから、事務は県と同等の精度にて行うことが望ましい。</p>	<p>今後、同種の実行委員会事務局において類似の事業を実施する際には、検査を行うとき、検査員以外の職員を立ち合わせ、検査調書に記録することとした。</p>
<p>（指摘4）文書の内容の修正方法について</p> <p>決裁日の訂正が、もともと記載されていた日時に対して、手書きで上書きする方法で行われている事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>
<p>（意見19）委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務については、業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(指摘5) 契約保証金の減免について</p> <p>県との業務委託契約を締結する際に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結していることを要件として契約保証金を納付させないことができる。当該要件を以って契約保証金を減免することについては、履行保証保険証券の原本の内容を確認したうえで慎重に判断されるべきであるが、保険契約の契約日、証券作成日等の確認が漏れていた事案があった。</p> <p>履行保証保険契約の締結をもって、契約保証金の減免を決定する際は、県を被保険者とする履行保証保険契約がされていることや契約日、契約期間等が要件を満たしているかどうかを委託先から入手した履行保証保険証券の原本により確認した後、業務委託契約を締結すべきである。</p>	<p>契約保証金等の手続きにおける履行保証保険証券等の書類確認について、書面で行うよう観光局職員全員を指導した。</p> <p>また、会計事務チェックシートの契約保証金減免のチェック項目として、「履行保証保険証券原本の提出」、「契約締結日以前の保険会社との履行保証保険契約締結」を追加し、担当者から課長までの各段階で確実にチェックを行うこととした。</p>
<p>(意見20) 再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていなかった。</p> <p>保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当者研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>
<p>(意見21) 再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の契約書の暴力団排除条項及び誓約書（標準例）を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>
<p>(指摘6) MaaSを活用した周遊促進に係る不在代決について</p> <p>課長および課長補佐の承認がなく、係長による不在代決となっている決裁があった。決裁権者が不在で、かつ、緊急やむを得ないときのみ、係長による不在代決が認められているが、当該起案書では、緊急やむを得ないときであるという記録が全くなく、ヒアリングやそのほかの資料でも確認もできなかった。不在代決は、決裁時点で「決裁権者が不在」というだけでは利用できない。</p> <p>今後は、緊急でやむを得ない場合を除き、適切な決裁者による承認を実施すべきである。</p>	<p>事務決裁規程に基づく不在代決について、観光局職員全員を指導した。今後、緊急でやむを得ず不在代決する場合は、その状況について、起案に明記することを徹底した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
インバウンド観光再興事業（観光局観光政策課）	
<p>（意見22）委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務については、業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>
<p>（指摘7）文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>
<p>（意見23）再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。</p> <p>保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当者研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>
<p>（意見24）再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の契約書の暴力団排除条項及び誓約書（標準例）を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>